

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱

第一 児童福祉法の一部改正

一 児童の権利の擁護に関する事項

- 1 児童福祉審議会が児童等の意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならないこととする。 (第八条第七項関係)
- 2 都道府県の業務として、児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保することを規定することとする。 (第十一条第一項関係)

- 3 児童相談所長、児童福祉施設の長等は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこととする。 (第三十三条の二第二項及び第四十七条

第三項関係)

二 児童相談所に関する事項

- 1 児童相談所の体制の強化に関する事項

(一) 都道府県は、児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第十一条第六項関係)

(二) 国は、市町村及び都道府県における児童福祉法による事務を適切に行うために必要な体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないこととする。 (第十条第五項及び第十一条第七項関係)

(三) 都道府県は、児童相談所がその業務のうち、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するとき都道府県が採ることができる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととする。 (第十二条第四項関係)

(四) 都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることに

より、当該業務の質の向上に努めなければならないこととする。 (第十二条第七項関係)

(五) 国は、(四)の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。 (第十二条第八項関係)

(六) 児童相談所長及び児童福祉司として任用することができる者に精神保健福祉士及び公認心理師を追加することとする。 (第十二条の三第二項及び第十三条第三項関係)

(七) 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとする。 (第十二条の三第七項関係)

(八) 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならないこととする。 (第十二条の三第八項関係)

(九) 児童福祉司の中には、他の児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司 (以下「指導教育担当児童福祉司」という。) が含まなければならないこととする。 (第十三条第五項関係)

(十) 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならぬこととする。 (第十三条第六項関係)

2 児童相談所の設置の促進に関する事項

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。 (第十二条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

一 児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること等を明確化すること。 (第五条第一項関係)

二 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする

こと。(第五条第三項関係)

三 都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、指導教育担当児童福祉司に児童福祉司がその職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならないこととすること。

(第十一条第六項関係)

四 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならないこととすること。(第十四条第一項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正

一 被害者の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化すること。(第九条関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成三十二年四月一日から施行することとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとする。〔附則第一条関係〕

1 第四の三（一部の事項に限る。） 公布の日

2 第一の二の1の(三)、(八)及び(十) 平成三十四年四月一日

3 第一の二の2 平成三十五年四月一日

二 検討等

1 政府は、この法律の施行後一年を目途として、要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。〔附則第六条第一項関係〕

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関

し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条第二項関係)

3 政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童が意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条

第三項関係)

4 政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法第八百二十二条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条第四項関係)

5 政府は、この法律の施行後五年間を目途として、児童相談所及び児童を一時保護する施設 (以下「児童相談所等」という。)の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘

案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条第五項関係)

6 政府は、前項の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。 (附則第六条第六項関係)

7 政府は、この法律の施行後五年を目途として、5の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条第七項関係)

三 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。